情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

名

マイナンバーカードオンライン申請補助端末の導入等について

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第16条第1項本文(電子計算機による個人情報の処理開発)
- ◇第17条第1項第4号(外部電子計算機との結合)

【報告】

◇第14条第1項(業務委託)

(担当部課:地域振興部戸籍住民課)

事業の概要

請者の負担軽減及び利便性の向上を図ることにより、マイナンバーカードの進を図る。 マイナンバーカードの交付申請を行う者 事業内容 1 趣旨 マイナンバーカードの交付申請を行う際は、①申請書の記入、②顧写 影・添付、③申請書提出(郵送)の手順を経る必要があるが、申請手続き 真の撮影に時間や手間がかかる等の区民からの意見がある。そのため、この手順をオンラインで一括して行うことができるマイナンバーカードオン申請補助端末(以下「申請補助端末」という。)を導入することによりに係る手順を簡略化し申請者の負担軽減及び利便性の向上を図る。申請補助端末は新宿区役所本庁舎1階に配備し、併せてマイナンバーカ申請手続きをサポートする事業を実施することにより、区役所に来庁する気軽に利用してもらう環境を整えマイナンバーカードの普及促進を図る。また、職員が当該申請補助端末を持参して特別出張所やイベント等にる、マイナンバーカード申請サポート事業を併せて実施する。 2 処理の概要(資料36-1のとおり) ① 申請者自身が申請補助端末に申請情報を入力し、職員等が申請者の譲撮影する。 ② 申請補助端末に入力された申請データを、インターネット回線を経由イナンバーカードオンライン申請補助サービス運営委託事業者(以下「託事業者」という。)のサーバに送信する。 ※申請補助端末に入力された申請データは、サーバへの送信完了後に自されるため、端末内に残らない。 ③ 運営委託事業者は、サーバに送信された申請データを、区がマイナンードの申請受付及び作成等の事務を委任している地方公共団体情報シ機構に送信する。		<u> </u>
目的 マイナンバーカード (個人番号カード) の交付申請に係る手続きを簡略化請者の負担軽減及び利使性の向上を図ることにより、マイナンバーカードの進を図る。 マイナンバーカードの交付申請を行う者 事業内容 1 趣旨 マイナンバーカードの交付申請を行う際は、①申請書の記入、②顔写影・添付、③申請書提出(郵送)の手順を経る必要があるが、申請手続き真の撮影に時間や手間がかかる等の区民からの意見がある。そのため、この手順をオンラインで一括して行うことができるマイナンバーカードスシ申請補助端末 (以下「申請補助端末」という。)を導入することによりに係る手順を簡略化し申請者の負担軽減及び利便性の向上を図る。申請補助端末は新宿区役所本庁舎1階に配備し、併せてマイナンバーカ申請手続きをサポートする事業を実施することにより、区役所に来庁する気軽に利用してもらう環境を整えマイナンバーカードの普及促進を図る。また、職員が当該申請補助端末を持参して特別出張所やイベント等にる、マイナンバーカード申請サポート事業を併せて実施する。 2 処理の概要(資料36-1のとおり) ① 申請者自身が申請補助端末に中請情報を入力し、職員等が申請者の額撮影する。 2 処理の概要(資料36-1のとおり) ② 申請補助端末に入力された申請データを、インターネット回線を経由イナンバーカードオンライン申請補助サービス運営委託事業者(以下「託事業者」という。)のサーバに送信する。※申請補助端末に入力された申請データを、区がマイナンードの申請受付及び作成等の事務を委任している地方公共団体情報シ機構に送信する。 ※地方公共団体情報システムへの委任は、平成26年度第6回本審議会項	事業名	マイナンバーカードオンライン申請補助端末の導入等
請者の負担軽減及び利便性の向上を図ることにより、マイナンバーカードの進を図る。 対象者 マイナンバーカードの交付申請を行う著 和告 マイナンバーカードの交付申請を行う際は、①申請書の記入、②顧写影・添付、③申請書提出(郵送)の手順を経る必要があるが、申請手続き真の撮影に時間や手間がかかる等の区民からの意見がある。そのため、この手順をオンラインで一括して行うことができるマイナンバーカードオン申請補助端末(以下「申請補助端末」という。)を導入することによりに係る手順を簡略化し申請者の負担軽減及び利便性の向上を図る。申請補助端末は新宿区役所本庁舎1階に配備し、併せてマイナンバーカ申請手続きをサポートする事業を実施することにより、区役所に来庁する気軽に利用してもらう環境を整えマイナンバーカードの普及促進を図る。また、職員が当該申請補助端末を持参して特別出張所やイベント等にる、マイナンバーカード申請サポート事業を併せて実施する。 2 処理の概要(資料36-1のとおり) ① 申請者自身が申請補助端末に申請情報を入力し、職員等が申請者の施撮影する。 ② 申請補助端末に入力された申請データを、インターネット回線を経由イナンバーカードオンライン申請補助サービス運営委託事業者(以下「託事業者」という。)のサーバに送信する。※申請補助端末に入力された申請データは、サーバへの送信完了後に自されるため、端末内に残らない。 ③ 運営委託事業者は、サーバに送信された申請データを、区がマイナンードの申請受付及び作成等の事務を委任している地方公共団体情報と機構に送信する。※地方公共団体情報システムへの委任は、平成26年度第6回本審議会項	担当課	戸籍住民課
事業内容 1 趣旨 マイナンバーカードの交付申請を行う際は、①申請書の記入、②顧写 影・添付、③申請書提出(郵送)の手順を経る必要があるが、申請手続き 真の撮影に時間や手間がかかる等の区民からの意見がある。そのため、こ の手順をオンラインで一括して行うことができるマイナンバーカードオ ン申請補助端末(以下「申請補助端末」という。)を導入することにより に係る手順を簡略化し申請者の負担軽減及び利便性の向上を図る。 申請補助端末は新宿区役所本庁舎1階に配備し、併せてマイナンバーカ 申請手続きをサポートする事業を実施することにより、区役所に来庁する 気軽に利用してもらう環境を整えマイナンバーカードの普及促進を図る。 また、職員が当該申請補助端末を持参して特別出張所やイベント等に る、マイナンバーカード申請サポート事業を併せて実施する。 2 処理の概要(資料36-1のとおり) ① 申請者自身が申請補助端末に申請情報を入力し、職員等が申請者の護撮影する。 ② 申請補助端末に入力された申請データを、インターネット回線を経由 イナンバーカードオンライン申請補助サービス運営委託事業者(以下「 託事業者」という。)のサーバに送信する。 ※申請補助端末に入力された申請データは、サーバへの送信完了後に自 されるため、端末内に残らない。 ③ 運営委託事業者は、サーバに送信された申請データを、区がマイナン ードの申請受付及び作成等の事務を委任している地方公共団体情報シ 機構に送信する。 ※地方公共団体情報システムへの委任は、平成26年度第6回本審議会 項	目的	マイナンバーカード(個人番号カード)の交付申請に係る手続きを簡略化し、申請者の負担軽減及び利便性の向上を図ることにより、マイナンバーカードの普及促進を図る。
マイナンバーカードの交付申請を行う際は、①申請書の記入、②顔写影・添付、③申請書提出(郵送)の手順を経る必要があるが、申請手続き真の撮影に時間や手間がかかる等の区民からの意見がある。そのため、この手順をオンラインで一括して行うことができるマイナンバーカードオン申請補助端末(以下「申請補助端末」という。)を導入することによりに係る手順を簡略化し申請者の負担軽減及び利便性の向上を図る。申請補助端末は新宿区役所本庁舎1階に配備し、併せてマイナンバーカ申請手続きをサポートする事業を実施することにより、区役所に来庁する気軽に利用してもらう環境を整えマイナンバーカードの普及促進を図る。また、職員が当該申請補助端末を持参して特別出張所やイベント等にる、マイナンバーカード申請サポート事業を併せて実施する。 2 処理の概要(資料36-1のとおり) ① 申請者自身が申請補助端末に申請情報を入力し、職員等が申請者の顔撮影する。 ② 申請補助端末に入力された申請データを、インターネット回線を経由イナンバーカードオンライン申請補助サービス運営委託事業者(以下「託事業者」という。)のサーバに送信する。※申請補助端末に入力された申請データは、サーバへの送信完了後に自されるため、端末内に残らない。 ③ 運営委託事業者は、サーバに送信された申請データを、区がマイナンードの申請受付及び作成等の事務を委任している地方公共団体情報と機構に送信する。※地方公共団体情報システムへの委任は、平成26年度第6回本審議会項	対象者	マイナンバーカードの交付申請を行う者
 ① 申請者自身が申請補助端末に申請情報を入力し、職員等が申請者の額撮影する。 ② 申請補助端末に入力された申請データを、インターネット回線を経由イナンバーカードオンライン申請補助サービス運営委託事業者(以下「託事業者」という。)のサーバに送信する。 ※申請補助端末に入力された申請データは、サーバへの送信完了後に自されるため、端末内に残らない。 ③ 運営委託事業者は、サーバに送信された申請データを、区がマイナンードの申請受付及び作成等の事務を委任している地方公共団体情報シ機構に送信する。 ※地方公共団体情報システムへの委任は、平成26年度第6回本審議会項 3 対象者 	事業内容	マイナンバーカードの交付申請を行う際は、①申請書の記入、②顔写真の撮影・添付、③申請書提出(郵送)の手順を経る必要があるが、申請手続きや顔写真の撮影に時間や手間がかかる等の区民からの意見がある。そのため、この一連の手順をオンラインで一括して行うことができるマイナンバーカードオンライン申請補助端末(以下「申請補助端末」という。)を導入することにより、申請に係る手順を簡略化し申請者の負担軽減及び利便性の向上を図る。申請補助端末は新宿区役所本庁舎1階に配備し、併せてマイナンバーカードの申請手続きをサポートする事業を実施することにより、区役所に来庁する区民に気軽に利用してもらう環境を整えマイナンバーカードの普及促進を図る。また、職員が当該申請補助端末を持参して特別出張所やイベント等に出張す
		 ① 申請者自身が申請補助端末に申請情報を入力し、職員等が申請者の顔写真を撮影する。 ② 申請補助端末に入力された申請データを、インターネット回線を経由してマイナンバーカードオンライン申請補助サービス運営委託事業者(以下「運営委託事業者」という。)のサーバに送信する。 ※申請補助端末に入力された申請データは、サーバへの送信完了後に自動消去されるため、端末内に残らない。 ③ 運営委託事業者は、サーバに送信された申請データを、区がマイナンバーカードの申請受付及び作成等の事務を委任している地方公共団体情報システム機構に送信する。 ※地方公共団体情報システムへの委任は、平成26年度第6回本審議会了承事項
4 実施時期 令和2年4月1日から本格実施 (令和2年3月中旬に試行実施予定)		マイナンバーカードの交付申請を行う者 4 実施時期

件名 マイナンバーカードオンライン申請補助端末の導入について

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	個人番号の指定、通知カード及び個人番号カードに関する事務
	1 対象者 マイナンバーカード (個人番号カード) の交付申請を行う者
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータ	2 記録項目 申請情報(申請書 I D、顔写真、電子証明書希望有無、点字希望有無)
に記録されるのか)	3 記録するコンピュータ 電磁的記録媒体(委託先事業者のサーバ) ※申請補助端末に入力された申請データは、委託先事業者のサーバに送信した 後に自動消去されるため端末内に残らない。
新規開発・追加・ 変更の理由	マイナンバーカードの交付申請の手続きをオンラインで行うことができる端末を 導入することにより、申請に係る手続きを簡略化し申請者の負担軽減及び利便性の 向上を図る。
新規開発・追加・ 変更の内容	マイナンバーカードの交付申請に必要となる、①申請書の記入(入力)、②顔写真の撮影・添付、③申請書提出(送信)の一連の手順を、オンラインで一括して行える専用の端末を導入する。(資料 36-1 のとおり)
開発等を委託する 場合における個人 情報保護対策	1 契約にあたり、仕様書に新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報 保護条例の遵守義務を明記するとともに、別紙「特記事項」を付すことにより個 人情報の保護措置を徹底する。2 個人情報の取扱状況についての報告を委託先に求めるとともに、必要に応じて 区の職員による立入調査等の監査を行う。
新規開発・追加・ 変更の時期	令和2年4月1日から本格実施 (令和2年3月中旬に試行実施予定)

<u>件名 マイナンバーカードオンライン申請補助端末の導入のための外部結合に</u> <u>ついて</u>

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	個人番号の指定、通知カード及び個人番号カードに関する事務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	 対象者 マイナンバーカード(個人番号カード)の交付申請を行う者 情報項目 申請情報(申請書 I D、顔写真、電子証明書希望有無、点字希望有無)
結合の相手方	株式会社DNPアイディシステム(情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証取得済)
結合する理由	マイナンバーカードの交付申請の手続きをオンラインで行うことを可能とし、申請に係る手続きを簡略化し申請者の負担軽減及び利便性の向上を図るには、区が導入するマイナンバーカードオンライン申請補助端末に入力された申請情報を、株式会社DNPアイディシステムが提供するシステムを介して地方公共団体情報システム機構へ送信する必要があるため。
結合の形態	インターネット回線(暗号化通信)を用いて情報項目の送信を行う (資料 36-1 のとおり)
結合の開始時期と期間	令和2年4月1日から本格実施(令和2年3月中旬に試行実施予定) (以降、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	【運用上の対策】 1 本件外部結合にあっては、「新宿区個人情報保護条例」、「新宿区情報セキュリティポリシー」等に定めるセキュリティ対策等を遵守する。 2 万一端末の盗難・紛失があった場合は、当該端末を無効化し利用不能とする。 3 情報セキュリティ責任者(課長)は、システムを操作する職員に、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。 【システム上の対策】 1 申請補助端末はマイナンバーカードの申請手続き専用の端末とする。 2 送信する情報項目は暗号化してから送信する。 3 インターネット回線の通信経路は暗号化通信(TLS1.2)を用いる。 4 ネットワーク機器、端末及びサーバを制御し、通信できる機器及びアプリケーションを限定する。 5 WiーFiによる無線通信は暗号化通信とし、SSID(アクセスポイントの識別名)を隠匿する。また、区のネットワークに接続しない。 6 WiーFiのパスワードは、職員等のみに周知するとともに、定期的に変更する。 7 申請補助端末を使用する際は、職員等ごとのユーザID及びパスワードにより正当なアクセス権限があることを確認する。 8 申請補助端末に入力された申請データは、送信完了後に自動消去する。 9 委託事業者のサーバに一時記録される申請書情報は、受信後1週間で消去する。 10 氏名、住所、生年月日等の項目は送信しない。

- 11 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止する。
- 12 サーバ及び端末には、最新版のセキュリティパッチ及びウイルス対策ソフトを定期的に適用する。
- 13 脆弱性診断を定期的に実施し、新規の脆弱性や設定ミスが無いかを確認する。
- 14 管理業務で実施した作業 (オペレーション) を記録する。
- 15 結合の相手先と地方公共団体情報システム機構との通信経路は、専用線を使用する。

<u>件名 マイナンバーカードオンライン申請補助サービスの運営に係る委託について</u>

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	個人番号の指定、通知カード及び個人番号カードに関する事務
委託先	株式会社DNPアイディシステム(情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証取得済)
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目 (だれの、 どのような項目か)	 対象者 マイナンバーカード(個人番号カード)の交付申請を行う者 情報項目 申請情報(申請書ID、顔写真、電子証明書希望有無、点字希望有無)
処理させる情報項目の記 録媒体	電磁的記録媒体(委託先事業者のサーバ) ※申請補助端末に入力された申請データは、委託先事業者のサーバに送信 した後に自動消去されるため端末内に残らない。
委託理由	マイナンバーカードの交付申請の手続きをオンラインで行うことを可能とし、申請に係る手続きを簡略化し申請者の負担軽減及び利便性の向上を図るには、区が導入するマイナンバーカードオンライン申請補助端末に入力された申請情報を、株式会社DNPアイディシステムが提供するサービスを利用して地方公共団体情報システム機構へ送信する必要があるため。
委託の内容	申請者がマイナンバーカードオンライン申請補助端末に入力したマイナンバーカードの申請情報(顔写真、申請書ID、電子証明書希望有無、点字希望有無)を、マイナンバーカードの申請受付及び作成等を行う地方公共団体情報システム機構に送信する事務を委託する。(資料36-1のとおり)
委託の開始時期及び期限	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで(令和2年3月中旬に試行実施予定) (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	1 契約にあたり、仕様書に新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記するとともに、別紙「特記事項」を付すことにより個人情報の保護措置を徹底する。 2 個人情報の取扱状況についての報告を委託先に求めるとともに、必要に応じて区の職員による立入調査等の監査を行う。 3 氏名、住所、生年月日等の項目は取り扱いさせない。
受託事業者に行わせる情報保護対策	【運用上の対策】 1 個人情報取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。 2 契約書に付した個人情報に関する「特記事項」を遵守させる。 3 従業者に対して個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を徹底させる。 4 万一端末の盗難・紛失があった場合は、当該端末を無効化し利用不能にさせる。 【システム上の対策】 1 送信する情報項目は暗号化してから送信させる。 2 インターネット回線の通信経路は暗号化通信(TLS1.2)を使用させる。 3 ネットワーク機器、端末及びサーバを制御し、通信できる端末及びアプリケーションを限定させる。

- 4 申請補助端末に入力された申請データは、送信完了後に自動消去させる。
- 5 委託事業者のサーバに一時記録される申請書情報は、受信後1週間で消去させる。
- 6 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止させる。
- 7 サーバ及び端末には、最新版のセキュリティパッチ及びウイルス対策ソフトを定期的に適用させる。
- 8 脆弱性診断を定期的に実施し、新規の脆弱性や設定ミスが無いかを確認させる。
- 9 管理業務で実施した作業 (オペレーション) を記録させる。
- 10 委託先事業者と地方公共団体情報システム機構との通信経路は、専用線を使用させる。

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した 後においても同様とする。

(適正収集)

3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、 本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。た だし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成 した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子 計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、 甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

- 15 甲は、乙に課した情報保護対策(新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等)に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。